

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学本部事務分掌規程 (平成18年8月30日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 監査担当事務室 (監査担当事務室)</p> <p>第30条 監査担当事務室においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 その他</p> <p>第31条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長、プロボストオフィス室長又は監査担当事務室長が定める。</p> <p style="text-align: center;">京都大学公印規程 (平成17年6月9日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p style="text-align: center;">(公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者(以下「公印制定者」という。)が行うものとする。 (1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印 総務部総務課長 (2) 副学長の印 教育推進・学生支援部学生課長 (3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長、プロボストオフィス室長又は監査担当事務室長 (4) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前3号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する共通事務部の事務部長又は部局の事務部長若しくは事務長</p>	<p style="text-align: center;">第9章 監査担当事務室 (監査担当事務室)</p> <p>第30条 } (同 左) (1)～(3)</p> <p style="text-align: center;">第10章 公正調査監査室 (公正調査監査室)</p> <p>第31条 <u>公正調査監査室においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 競争的資金等の適正使用に関すること(研究推進部研究倫理・安全推進室の所掌に属するものを除く。)</u>。 <u>(2) 公正な研究活動の推進に関すること(研究推進部研究倫理・安全推進室の所掌に属するものを除く。)</u>。 <u>(3) 内部監査に関すること(監査担当事務室の所掌に属するものを除く。)</u>。 <u>(4) 公益通報に関すること(監査担当事務室の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p style="text-align: center;">第11章 その他</p> <p>第32条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長、プロボストオフィス室長、<u>監査担当事務室長又は公正調査監査室長</u>が定める。</p> <p style="text-align: center;">(公印の作成等)</p> <p>第3条 } (同 左) (1) (2) (3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長、プロボストオフィス室長、<u>監査担当事務室長又は公正調査監査室長</u> (4) (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、プロ ポストオフィス及び監査担当事務室（以下「事務本 部の各組織」という。）の長に、旅行命令又は旅行依 頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務 本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及 び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外 の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係 る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等におけ る倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、 次の各号に掲げる事務について、京都大学における ライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の 確保等に関する規程（平成27年達示第72号）の 定めるところにより、部局（事務本部を含む。）の長 （事務本部にあつては研究倫理・安全推進担当副学 長とする。）に委任する。 (1)～(3) (略) (後 略)</p>	<p>2 (同 左)</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、プロ ポストオフィス、<u>監査担当事務室及び公正調査監査 室</u>（以下「事務本部の各組織」という。）の長に、旅 行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ 当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅 行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織 の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の 各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任す る。</p> <p>第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等におけ る倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、 次の各号に掲げる事務について、京都大学における ライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の 確保等に関する規程（平成27年達示第72号）の 定めるところにより、部局（事務本部を含む。）の長 （事務本部にあつては<u>公正調査・安全推進担当副学 長</u>とする。）に委任する。 (1)～(3) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和元年10月1日から施行する。</p>